

# 第 8 章

---

## 資料編

### 参考資料

- 1 人獣共通感染症による健康被害リスク
- 2 関連法規・規則

# 1 人獣共通感染症による健康被害リスク

- 人獣共通感染症とは、自然条件下でヒトにも動物にも感染する感染症のことで、病原体は、ウイルス、細菌、寄生虫と多岐にわたります。
- 日本においてジビエを介して発症した人獣共通感染症として、加熱不十分な野生シカ肉や野生イノシシ肉を食べたことが原因とみられるE型肝炎や腸管出血性大腸菌O157感染症などの事例があります。
- また、イノシシ肉の生食による寄生虫（ウェステルマン肺吸虫）の感染が知られています。
- シカ、イノシシなどの野生動物の肉は中心部まで火が通るよう、十分に加熱することにより、ほとんどの有害微生物は死滅することが確認されています。
- 野生鳥獣肉を食品として利用する場合には、捕獲、処理、加工、流通、消費の各段階で衛生的に処理をする必要があります。また感染症の発生を予防するため、調理時の加熱処理（生食の禁止）や器具の消毒など、店舗や一般家庭においても取り扱いに充分注意する必要があります。

日本におけるジビエが原因で発生した人獣共通感染症事例

年	場所	原因食品	病因物質	患者数(死者数)
昭和 56	三重県	冷凍ツキノワグマの刺身	トリヒナ（旋毛中）症	3人（0人）
平成 12	大分県	シカ肉の刺身	サルモネラ症	4人（0人）
平成 13	大分県	シカ肉の琉球*	腸管出血性大腸菌（ベロ毒素産生）感染症	2人（1人）
平成 15	兵庫県	冷凍生シカ肉	E型肝炎	1人（0人）
平成 15	福岡県	野生イノシシの肝臓（生）	E型肝炎	1人（0人）
平成 17	鳥取県	野生イノシシの肉	E型肝炎	1人（0人）
平成 20	千葉県	野生ウサギ（の処理）	野兎病	172人（0人）
平成 21	茨城県	シカの生肉	腸管出血性大腸菌（ベロ毒素産生）感染症	9人（0人）

\*大分県の実験室で、ブリやサバなどの刺身をしょうゆ、ショウガ、ごまを入れた漬け汁に浸し、しばらく置いたもの。

出典：ジビエを介した人獣共通感染症 ファクトシート（厚生労働省 食品安全委員会）

## 2 関連法規・規則

### 捕獲・被害対策

- 鳥獣被害防止特別措置法  
(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律)  
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=419AC1000000134>
- 鳥獣保護管理法 (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)  
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=414AC0000000088>
- 動物愛護法 (動物の愛護及び管理に関する法律)  
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=348AC1000000105>

### 食肉処理・販売に関する法律

- 食品衛生法  
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000233>
- 食品衛生法に基づく表示について  
[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00ta5754&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta5754&dataType=1&pageNo=1)
- 野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針 (ガイドライン)、カラーアトラス  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000032628.html>
- と畜場法施行規則  
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=328M50000100044>

### 微生物による減容化

- 化製場法 (化製場等に関する法律)  
[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323AC0000000140\\_20150801\\_0000000000000000](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323AC0000000140_20150801_0000000000000000)
- 家畜伝染病予防法  
[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326AC1000000166\\_20200701\\_502AC0000000016](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326AC1000000166_20200701_502AC0000000016)
- 廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)  
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000137>

### ペットフード

- ペットフード安全法 (愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律)  
<https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/petfood/index.html>  
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/>  
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=420AC0000000083>

## ● 利活用技術指導者育成研修事業 検討委員会（五十音順）

- 井田 宏之 （一社）エゾシカ協会 理事  
近藤 誠司 北海道大学 名誉教授  
鈴木 正嗣 岐阜大学 応用生物科学部 野生動物医学研究室 教授  
竹田 謙一 信州大学 学術研究院（農学系）准教授  
安田 亮 島根県 美郷町 山くじらブランド推進課 課長  
柳川瀬正夫 株式会社丹波姫もみじ 代表取締役  
横山 真弓 兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授

## ● 引用文献・掲載 URL

- 「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」／厚生労働省  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000032628.html>  
「ひょうごシカ鹿肉活用ガイドライン」／兵庫県  
[https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk27/hw24\\_000000034.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk27/hw24_000000034.html)  
「日本食品標準成分表 2015 年版（七訂）」／文部科学省  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/syokuhinseibun/1365297.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/syokuhinseibun/1365297.htm)  
「微生物によるエゾシカの減量化処理手引書」／北海道  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/est/yk/genryouka.htm>  
「ジビエを介した人獣共通感染症 ファクトシート」／食品安全委員会  
<https://www.fsc.go.jp/factsheets/>

## ● 写真協力

- 京丹波自然工房（京都府京丹波町）  
株式会社知床エゾシカファーム（北海道斜里町）  
鹿加工組合丹波（兵庫県丹波市）  
美郷町（島根県）

※掲載記事・イラスト・写真等の無断掲載はご遠慮願います。

問合せ先

農林水産省 農村振興局 鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
Tel.03-3502-8111（代表） Fax.03-3502-7587  
鳥獣被害対策コーナー：  
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/>

改訂版 野生鳥獣被害防止マニュアル  
～捕獲鳥獣の食肉等利活用（処理）の手法～

---

発行 令和4年8月  
株式会社 一成  
〒675-1217 兵庫県加古川市上荘町葉栗27-1  
Tel. 079-428-0682  
Fax. 079-428-2427

監修 農林水産省 農村振興局 農村政策部  
鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
Tel.03-3502-8111（代表）  
Fax. 03-3502-7587

